

こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議について

平成 28 年 6 月 1 日
関係府省庁申合せ
平成 30 年 3 月 27 日
令和 2 年 2 月 18 日
令和 3 年 2 月 3 日
令和 3 年 4 月 1 日
令和 4 年 3 月 23 日
令和 5 年 3 月 29 日
一部改正

1. 趣旨

我が国では、窒息や溺水、転落をはじめとする事故等によって、14 歳以下のこどもが毎年 200 人ほど亡くなっている。こどもたちの明るい未来のためにも、防ぐことのできる事故を可能な限り防止することが必要である。

こどもの事故を防止するためには、保護者の事故防止意識を高めるための啓発活動を効果的に実施することが重要であるが、それだけではなく、教育・保育施設等の関係者による取組、こどもの事故防止に配慮された安全な製品の普及等を総合的に取り組む必要がある。

こうしたこどもの事故防止に向けて、関係府省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置する。

2. 目的

こどもの事故防止に関連する関係府省庁の連携を図り、こどもの事故の実態及びこどもの事故防止に向けた各種取組等を情報交換する。あわせて、効果的な啓発活動の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

3. 構成員 (※)

こども家庭庁 成育局安全対策課長 (議長)
警察庁 刑事局捜査第一課長
消費者庁 消費者安全課長
こども家庭庁 成育局母子保健課長
総務省消防庁 総務課長
文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
厚生労働省 政策統括官付参事官 (総合政策統括担当)
農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課長
経済産業省 商務情報政策局産業保安グループ製品安全課長
国土交通省 総合政策局バリアフリー政策課長
海上保安庁 交通部安全対策課長

(※) 議題に応じて、代理、追加の出席も可とする。

4. 庶務

こども家庭庁成育局安全対策課において処理する。